

大阪教区教役者、関係教役者へ
＋主の平和

2020年5月13日

主教 アンデレ 磯 晴久

ご存知の通り、全国一律で緊急事態宣言が5月31日まで延長され、大阪府と兵庫県は特定警戒都道府県とされています。このような状況に鑑みて、以下のようにお知らせいたします。

1. 近日中に政府や地方自治体から宣言の解除等新しい方針が出る可能性が高いと思われませんが、現時点では新型コロナウイルス感染は、予断を許さない状況にあると考えますので、5月31日(日)までの公の礼拝・聖餐式の中止を要請致します。引き続き、その他の諸行事や講座などに関しても、延期または中止するようにしてください。

2. 教区主催の5月の会議と行事に関しては以下といたします。

◎5月20日(水)司祭按手約束の更新、香油聖別聖餐式は開催します。(非公開)川口基督教会にて午前11時より司祭按手約束の更新と香油聖別聖餐式を行います。教役者は式服とストール(白)をご持参ください。体調や移動に不安がある方は出席をお控えください。

3. 洗礼、堅信、病床聖餐、病者への塗油などに関しては、各司祭に一任します。

4. 結婚式や葬儀は、十分な感染対策をとった上で、通常通り行っていただいて結構です。

5. 引き続き、公の礼拝・聖餐式等中止期間中、各自が家庭で、聖書を朗読し祈りを捧げたりする霊的陪餐の時を持つようにお勧めください。

6. 教役者の皆さんは、三密の状態を可能な限り避けつつも、他の様々な手段を用いて信徒・求道者・関係者への牧会的配慮に努めてください

7. 5月14日あるいは15日に、政府や地方自治体(大阪府、兵庫県)から、宣言の解除等新たな方針が出されると思います。それらを受けて「再度5月31日について、加えて6月以降の公の主日礼拝・聖餐式について」、5月20日の常置委員会で審議し、5月23日頃までに各教役者・教会に、教区の方針をお知らせいたします

8. 緊急事態宣言の中止等状況が変わった場合は、改めてお知らせいたします。

9. 5月31日以降の主日礼拝・聖餐式の再開に向け、検討・計画を開始している教会は、主教まで報告と相談をお願い致します。